

●介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき (高額医療・高額介護合算療養費の支給)

世帯内で1年間(8月1日～翌7月31日)の介護保険と医療保険の自己負担合計額が下表の上限額を超えた場合、申請により、その超えた分が支給されます。

医療と介護の自己負担の合算後の上限額(年額) (平成30年8月～)

所得区分	70歳未満の方が含まれる世帯	70歳以上の方だけの世帯
現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額83万円以上、課税所得690万円以上)	212万円	212万円
現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額53万円以上 79万円以下、課税所得380万円以上)	141万円	141万円
現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額28万円以上 50万円以下、課税所得145万円以上)	67万円	67万円
一般(標準報酬月額26万円以下、課税所得145万円未満)	60万円	56万円
住民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	34万円	31万円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ 所得が一定以下)		19万円

第三者行為求償

○第三者行為求償とは？

交通事故など、第三者(他人)の行為による傷病で、介護サービスを受ける状態になった場合、介護保険で一時的に立て替えて、後日、加害者に介護サービス費用を請求する制度です。

第三者行為による交通事故などで、介護保険のサービスを受けるときは、市へ届出が必要です。「第三者行為による傷病届」を提出してください。

なお、本市では交通事故による当該事務を宮崎県国民保険団体連合会に委託しております。

こんな時は対象になりません

- ◆勤務中や、通勤途中での事故(労災)
- ◆不法行為(飲酒運転など)による事故